学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和四年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

する。 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 (規則六 二八)の一部を次のように改正 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

に改める。 第五条第一 項第一号中「、 これに準ずる学校及び特地学校」を「及びこれに準ずる学校

「阿南市伊島小学校

別表第一の三級の項中 阿南市伊島中学校 を「美馬市木屋平小学校」 に改 め 同表

美馬市木屋平小学校」

の二級の項中「那賀町平谷小学校」 を 阿南市椿泊小学校 那賀町平谷小学校」 に改め、 同表の 級の項中

阿南市椿泊小学校

三好市檪生小学校

三好市吾橋小学校 を「三好市檪生小学校」 に改める。

三好市西祖谷中学校

上勝町上勝小学校 」

「三好市下名小学校

別表第二中「三好市下名小学校」 を 三好市西祖谷中学校 に改める。

上勝町上勝小学校

附則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 き地手当の月額に達する日の前日又は令和七年三月三十一日のいずれか早い日までの間 に勤務していた学校等に引き続き勤務する場合(当該学校等の移転があった場合を除 るものについては、同条の規定にかかわらず、施行日以後当該学校職員が施行日の前日 き地手当の月額(以下「施行日前のへき地手当の月額」という。 受けていた学校職員で、 の月額(以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。)が施行日の前日におけるへ この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日においてへき地手当の支給を 当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。 )においては、 施行日以後のへき地手当の月額が当該学校職員に係る施行日以前の 当該学校職員に係る改正後の第三条の規定に基づくへき地手当 ) に達しないこととな